

発行所

株式会社FPシミュレーション

大阪府中央区平野町3-1-10 Tel :06-6209-7678

編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

## ◆ 報酬の源泉徴収

**Q** : 会社が、弁護士、税理士、司法書士などに報酬を支払う場合は、あらかじめ所得税の源泉徴収が必要だそうですが、源泉徴収が必要な報酬にはどのようなものがありますか。

**A** : 弁護士や税理士などの一定の資格を有する人に支払う報酬、プロ野球選手などの一定の業務に従事する人に支払う報酬などについては、源泉徴収が必要です。

### 【解説】

居住者（個人）に対し報酬、料金等の支払をする場合は、その支払いの都度所定の所得税を源泉徴収しなければなりません。源泉徴収の対象となる報酬・料金等は次のものです。

- (1) 原稿料、講演料、放送謝金、著作権の使用料、工業所有権の使用料等
- (2) 弁護士、公認会計士、税理士、測量士等の業務に関する報酬・料金
- (3) 医師等に対して社会保険診療報酬支払基金が支払う診療報酬
- (4) プロ野球の選手その他の職業運動家、モデル、外交員、集金人又は電力量計の検針人の業務に関する報酬・料金
- (5) 映画、演劇その他の芸能又はラジオ放送、テレビジョン放送に係る出演、演出、企画の報酬・料金、芸能人の役務の提供を内容とする事業の報酬・料金
- (6) ホステス等の業務に関する報酬・料金
- (7) 役務の提供を約することにより一時に受ける契約金
- (8) 広告宣伝のための賞金又は馬主が受ける競馬の賞金

